

国土交通省自動車交通局の組織改正について

1. 自動車交通局の組織の見直し

国土交通省では、平成23年7月1日付で「自動車交通局」を「自動車局」とするとともに、「技術安全部」を廃止して「次長」を設け、安全・環境対策など局内横断的な課題に対応する。

<組織改正の主な内容>

- 一体的かつ効率的な自動車行政の展開
(「自動車局」への名称変更、次長の設置(技術安全部の廃止))

- 環境・技術関係業務の体制強化
(「環境政策課」、「技術政策課」の設置、自動車検査事務の「整備課」への移管等)

- 情報関係業務の体制強化
(「自動車情報課」の所掌事務変更)

- リコール関係業務の体制強化
(「審査・リコール課」、「不具合情報調査推進室」の設置等)

- 安全対策関係業務の体制強化
(「安全政策課」の設置(保障課との統合等)等)

2. 自動車アセスメントの所掌について

今般の組織改正に伴い、自動車アセスメントについては、技術政策課において所掌する。

技術政策課においては、安全基準の策定、ASV(先進安全自動車)技術の普及・開発促進についても所掌することから、自動車アセスメントとの連携を一層強化。

なお、平成23年6月2日の交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会における報告書「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全対策のあり方について」においては、安全基準の策定、ASV、自動車アセスメントのそれぞれの検討会において、「それぞれの検討状況に係る情報交換を密にするとともに、それぞれの知見から、他の検討会で検討した方がいいと考えられる項目については、積極的に提言していける体制になるべきである。」とされている。